

男女共同参画センターの業務及び運営についてのガイドライン

経緯

- 男女共同参画センターは、男女共同参画に関する地域の様々な課題に応じ、様々な役割を果たしてきた。
- 我が国の男女共同参画の取組は、一定の進展を見せているものの、引き続き取組を加速していく必要。特に、地方の若年女性の大都市への転出が大きな課題となる中、地域における男女共同参画を進め、**女性が活躍でき、暮らしやすい地域**を実現していくことが必要。



令和7年6月（独）男女共同参画機構法・整備法の成立

→ 男女共同参画社会基本法を改正し、「男女共同参画センター」を法定化

- ・男女共同参画センターを、**関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点**として位置付け。
- ・地方公共団体に、センターの機能を担う体制を単独又は共同で確保する努力義務。
- ・男女共同参画機構がセンターを支援し、関係者と連携して施策を推進するための中核的な機関としての役割を果たすこと。
- ・センターとしての機能を担う者に、業務を行うに当たって男女共同参画機構と密接に連携する努力義務。

第一章 総論

○ ガイドラインの目的

センターの基本的考え方や業務及び運営についての留意点等を示すとともに、機構との連携・協働の在り方等を示すもの。

また、ガイドラインと併せて、センターにおける業務のイメージをより具体的に理解するとともに、業務の参考となるよう、業務類型ごとの「男女共同参画センターの取組事例集」を提供。

○ 位置付け

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の4第1項の規定に基づく技術的な助言。

○ 男女共同参画センターの理念と役割

センターは、地方公共団体が地域の実情に応じた男女共同参画を進めるにあたり、**各種関係団体など関係者の核となって施策を展開する**とともに、**連携・協働の拠点としての機能を担う**ことが求められる。

また、男性や若年層を含め、地域の多様な住民が参画し、男女共同参画を進める拠点となることが重要。

地方公共団体(男女共同参画センター)

○地域の課題及びニーズの把握

- ・地域においてどのような分野でどのような男女間格差が存在するのか等を掘り起こし、分析
- ・男女共同参画の観点から、地域住民が直面する悩みや問題、センターに対するニーズ等をきめ細かく把握

○広報・啓発、講座・研修

- ・男女共同参画をわかりやすく伝えていく情報発信の拠点。資料や情報の収集・整理や、調査結果の公表等
- ・女性活躍・男女共同参画を推進し、地域の課題の解決に資する講座・研修の実施

○地域の課題解決のための企画立案等への参画

- ・地方公共団体の男女共同参画部局の施策に必要な助言等。
- ・先駆的なパイロット事業の展開。
- ・女性活躍・男女共同参画の観点からの、地域課題の解決に向けた施策の検討への寄与

○相談対応

- ・男女間の格差に起因する地域住民の相談に寄り添い、必要な支援につなげるなどの対応
- ・蓄積された相談の内容や傾向を整理・分析を行い、地域の男女共同参画に関する課題把握に貢献

○様々な関係者との連携

- ・連携・協働の拠点として、地域の経済団体、企業、自治会、NPO等や、地方公共団体の産業部局、地域振興部局、相談支援機関等と連携

○人材の確保・育成

- ・職員の効果的・継続的な資質の向上や健康に配慮した勤務環境等、能力と業務に見合った処遇に配慮

○施設の設置についての留意点

- ・必ずしもセンター単独の施設が必要というものではなく、既存の施設に男女共同参画センターの名称・機能を付与することも考えられるが、単独の施設を置く方が利用者にとってよりよい環境となる場合がありうる

○地方公共団体間の連携の在り方

- ・都道府県と市町村、近隣市町村間での共同設置のほか、近隣センター間での役割分担による連携も可能

○業務のデジタル化・個人情報保護等

- ・デジタル技術の徹底活用による業務の効率化
- ・個人情報保護と関係者相互の連携のバランスを図るため、個人情報の取扱いについて業務マニュアル等を策定

○効果検証等

- ・男女共同参画センターが主催する事業については、常に地域の男女共同参画社会の形成を促進する上でどのような意義があるのかを意識するとともに、住民に対する説明責任を果たせるよう十分に留意
- ・女性活躍・男女共同参画の推進という本来の目的の達成に真に資する取組に重点を置いた事業展開を行うため、不断に事業内容を検証し、見直しを図る必要

機構

○センターと機構との連携・協働

- ・センター職員等への研修の実施・研修コンテンツの提供
- ・センター運営に関する基本的データの調査や優良事例の横展開
- ・センター間の情報共有や意見交換の場の提供
- ・センターによる「見える化」の取組への支援(調査手法の開発、相談への対応など)
- ・各センターが把握した課題、ニーズ等の収集・整理・分析
- ・センターの事業実施に資する人材バンクの作成・情報提供

